

マイナンバーカード出張申請受付窓口実施要領

1 目的

飯塚市内に事業所等を置く企業及び団体(以下「団体等」という。)に所属する飯塚市民等がマイナンバーカードの交付申請を円滑に行えるように、希望する団体等において、飯塚市がマイナンバーカードの出張申請受付窓口(以下「受付窓口」という。)を設置し、マイナンバーカードの普及促進を図るもの。

2 対象となる団体等

飯塚市内に事業所等を置く企業及び団体

ただし、福岡県暴力団排除条例(平成21年福岡県条例第59条)に規定する暴力団等でないこと。

3 受付窓口実施内容

マイナンバーカードの交付申請に伴う写真撮影(無料)や申請書作成の補助

4 受付窓口設置の申込方法

設置を希望する団体等は飯塚市マイナンバーカード出張申請受付窓口設置申込書【様式1】に必要事項を記入し提出する。

- ① 提出先 市民環境部市民課窓口係
〒820-8501 飯塚市新立岩5番5号 飯塚市役所 市民課 窓口係
電話番号 0948-22-5500 (内1014) FAX 0948-26-1384
メール shimin@city.iizuka.lg.jp
- ② 提出期間 設置希望日の2週間前まで
- ③ 提出方法 FAX・メール・郵送等

5 受付窓口の設置

- (1) 「4 受付窓口設置の申込方法」での申込書を受領後、団体等と設置内容確認及び調整を行う。
 - ① 設置場所 団体等が提供した場所
 - ② 設置日時 市役所開庁日(土曜日、日曜日を除く)の10時から16時のうち、団体等と飯塚市で調整した日
- (2) 団体等の役割
 - ① 受付窓口の設置場所の無償提供
 - ② 受付窓口の設置に必要な机、いす等備品の無償貸出
 - ③ 受付窓口の設置に必要な電源の無償提供
 - ④ 団体等に所属する飯塚市民等への周知

6 マイナンバーカードの交付申請

(1) 交付申請をすることができるのは下記の①から⑤にすべて該当する者とする。

① 申請者本人が飯塚市民であること。

ただし、QRコード付きマイナンバーカード交付申請書を持参されている場合はその限りではない。

② マイナンバーカードを取得済み、または交付申請を行っていないこと。

③ 申請者本人が交付申請に来ることができること。

(15歳未満の方、成年被後見人の方は法定代理人と同席)

(2) 本人確認書類は下記の①1点または②2点

① 運転免許証、パスポート、身体障がい者手帳、在留カードなど

② 健康保険証、介護保険証、年金手帳、社員証、預金通帳など

9 新型コロナウイルス感染症防止について

飯塚市、団体等において、マスク着用および手指の消毒等十分対策を行うこと。

発熱等がある場合はマイナンバーカードの交付申請を受け付けないもの。

10 その他

その他、本要領に記載していないことについては、飯塚市と団体等で協議する。